

令和4年6月24日

第163回 遠野市農業委員会総会議事録

第163回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年6月15日
告示番号 遠野市農業委員会告示第11号
会議年月日 令和4年6月24日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 欠番、
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、
17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第163回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第13号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
議案第15号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第18号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午前11時

議	長	<p>全員出席してございますのでただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を2番、菅田ツヤ子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第163回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。経過報告書をご覧くださいと思います。</p> <p>5月31日、本県選出国會議員への政策要請及び令和4年度全国農業委員会会長大会に出席してございます。国會議員への要望としては、水田活用交付金の見直しに係る要請書を提出してございます。</p> <p>6月7日から17日、令和4年6月遠野市議会定例会が開催されてございます。7日、開会。13、14、16日と一般質問、一般質問者は16名であります。17日、閉会です。以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局	長	<p>事務事業経過報告書に基づいて説明いたします。出席者、開催場所はご覧のとおりになります。</p> <p>5月30日、令和4年遠野市農林水産振興協議会総会。同日、市勢功労者葬儀。</p> <p>5月31日、遊休農地解消活動、エゴマの種まき。</p> <p>6月1日から8日、利用意向調査後の現地確認、6地区です。</p> <p>6月2日、令和4年度第3回農地専門委員会。同日、第162回遠野市農業委員会総会。</p> <p>6月7日、農地あっせん委員会。</p> <p>6月9日、農地法等申請締切日。</p> <p>6月16日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>6月22日、遠野テレビ「アグリガイド」収録。同日、令和4年度第4回遠野市農業委員会運営委員会。</p> <p>6月24日、令和4年度農地パトロール出発式、令和4年度第2回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会、第163回遠野市農業委員会総会、令和4年度第1回農業者年金加入推進委員会。</p> <p>6月25日以降の主な行事予定です。</p> <p>先ほど検討会でも話しましたが、6月28日、遊休農地解消活動、エゴマ定植を行います。</p> <p>以下、行事予定は記載のとおりとなります。以上です。</p>
議	長	<p>【報告事項】 報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局	長	<p>1ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は5件です。内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番から3番、5番は子が相続、番号4番は孫が相続です。</p> <p>今後については、番号1番、2番、自己耕作。 番号3番、一部親族へ贈与の予定、残りは自己耕作。</p>

		<p>番号4番、自己耕作。 番号5番、すべて貸付になります。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局	長	<p>2ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は1件です。 番号1番、法人から個人に切り替えるため解約するものです。なお、議案第14号で改めて農地利用集積計画の申請が提出されておりますので、この後審議していただきます。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】 日程第1、「議事録署名人並びに書記の指名について」、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に3番、多田靖志委員、4番、藤田優一委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係	長	<p>第163回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計1件、156㎡。 利用集積、今月計10件、48,981㎡。 法第4条、今月計1件、1,170㎡。 法第5条、今月計7件、8,736.48㎡。 適用外、今月計3件、2,579㎡。 法第18条第6項、今月計1件、4,809㎡。 以上です。</p>
議	長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第13号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>

農地係長	<p>5 ページです。議案第13号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請地は法面であります。今回、譲渡人が、耕作不便のため隣接農地の所有者である譲受人に贈与で譲り渡すものです。</p> <p>以上1件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>6月16日、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で現地確認を実施いたしました。場所は■■■■■の後ろにありまして、■■■から100mくらい離れたところになります。かなり急勾配の法面になっています。そのすぐ上が譲受人の水田になっておりまして、管理も既にされておりましたので、問題ないものと思ひます。よろしくご審議お願ひします。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第3】 日程第3、議案第14号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>6 ページです。議案第14号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は10件で、新規が6件、更新が3件、あっせん事業による所有権移転が1件です。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号2番、更新です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号5番、6番、更新です。</p> <p>番号7番、新規で、契約期間2年6カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号8番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号9番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号10番、あっせん事業による所有権移転です。売買価格及び所有権移転時期は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご願ひします。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満</p>

		<p>たしていることの各要件を満たしています。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第15号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>9ページです。議案第15号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により遠野市長から意見聴取があったので、農用地利用配分計画の案の作成について意見の決定を求めるものです。本議案に係る申請は再配分が2件です。 議案書右側記載の現に権利の設定を受けている者から左の権利の設定を受ける者へ、岩手県農業公社から借り受ける農地の受け手が変更になるものです。期間については、それぞれ当初の計画の残りの期間となっております。申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりです。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第16号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>10ページです。議案第16号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、太陽光発電施設の設置を目的とする転用であります。申請人は、地球温暖化防止に寄与すると共に、地域の再生可能エネルギー供給量の向上に資するため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地で、第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。被害対策につきましては、境界部分にフェンスを設置する計画であり、周辺農地への被害対策を講じております。なお、転用事業の実施にあたり、隣接農地の所有者からの合意を得ております。事業費につきましては全額自己資金により確保する計画であり、金融機関の</p>

	<p>残高証明を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区の菊池勝です。16日に、事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認しました。場所は●●の■■■■の裏手の方になります。そこに■■■■■という小さい川が流れている場所なのですが、道路から奥まった場所に建設する予定です。周りの環境から見て問題ないという判断でした。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第17号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>11ページ、12ページです。議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、介護施設の従業員駐車場整備を目的とする転用であります。申請人は市内で介護施設を運営する法人ですが、従業員駐車場が狭いことから、申請地を使用貸借し駐車場を整備するものです。申請地は介護施設の隣接地で会社役員の所有地であること、変更し接し利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は休耕中の畑で、第1種、第3種に該当しない第2種農地であります。駐車場整備にあたり位置検討した結果、必要な面積が確保でき、地権者の同意が得られたのが申請地のみであることから、他に替え得る土地はなく第2種農地の許可要件の代替性に該当し、許可できるものと判断しました。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確保しております。</p> <p>番号2番、アパートの駐車場整備を目的とする転用です。申請人は、所有する共同住宅の来客用駐車場を整備しようとするものです。申請地は休耕中の畑で共同住宅の隣接地であり、妻の父の所有地であることから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確保しております。</p> <p>番号3番、重機、資材置場の整備を目的とする転用です。申請人は市内で土木建設業を営む法人で、事業拡大に伴い重機、資材置場等を整備しようとするものです。申請地は重機、資材置場として必要な面積を確保できること、周辺への影響が少ない場所であること、地権者の同意が得られたことから、適地として選定したものです。申請地は休耕中の畑で市街地に隣接した小団地の農地であり、第2種農地と判断しました。この資材置場につきましては、既存集落に接続して設置されるものであり、集落接続に該当することから許可できるものと判断いたしました。事業費は自己資金によ</p>

り確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。

番号4番、風力発電事業に係る風車建設のための事前ボーリング調査を目的とする一時転用です。転用期間は10カ月です。申請人は、現在、申請地において風力発電事業を行っておりますが、風車の更新にあたり事前の地質調査を行うものです。申請地の地目は原野であります。以前、草地開発事業を行ったものであり、農地法の適用を受けることから転用申請が出されたものであります。申請地は農業振興地域の農用地区域内農地ですが、農業振興地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものと思われま。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることを事業計画書で確認しております。事業費につきましては全額自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。

番号5番、伐採木の搬出作業のための貯木場を目的とする一時転用で、追認案件となります。転用期間は1年間です。今年の5月に土淵地区の農業委員が、農地転用許可を受けずに貯木場として使用していることを発見したため、農地転用の指導を行い転用申請が出されたものです。申請人は今年4月から貯木場として使用していますが、所有者から申請地を借り受ける際に農地法の手続きが必要なることを認識していなかったため、転用許可を受けずに使用に至ったものであります。申請人は顛末書を提出し深く反省しており、農地法を認識し事前に申請していれば許可できたものと思われる案件であります。申請地は農業振興地域の農用地区域内農地ですが、農業振興地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものと思われま。

番号6番、農業用施設整備を目的とする転用です。申請人は市内で養豚業を営む法人であり、事業拡大のため豚舎及び堆肥舎を建築しようとするものです。申請地は、現在事業を行う農場に近く飼育環境が良好であることから、適地として選定したものです。申請地は第1種、第3種に該当しない第2種農地ですが、第2種農地の不許可の例外である農業用施設等に該当することから、許可できるものと判断しました。周辺への被害防除措置として、汚水はおがくずに吸着させて処理すること、周囲にはフェンスを設置することを事業計画書で確認しております。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。

番号7番、携帯電話基地局設置工事のための作業場、資材置場を目的とする一時転用です。転用期間は5カ月です。申請地は携帯電話基地局の建設地内にあり、工事の効率性から適地として選定したものです。申請地は第1種農地ですが、3年以内の一時転用であり、許可できるものと判断しました。工事完了後は速やかに原状回復する計画であることを事業計画書で確認しております。事業費につきましては全額自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。

以上7件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●の昆光義です。16日、事務局2名、農業委員2名、推進委員1名で現地確認を行っております。

番号1番ですが、●●の●●地区にある施設でございます。畑の持ち主が施設の役員ということで、貸し出すということで、特に問題はないです。以上です。

議長

●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●地区の菊池勝です。16日、事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認しました。

2番ですが、場所は■■■■の■■■■の向い側にある■■■の裏手です。そのアパートですが、前に駐車場はあるのですが裏にも駐車場ということでしたので、特に問題はありません。

3番ですが、■■■■の敷地に隣接する土地でありまして、道路から少し下がっ

	<p>た位置にある土地です。■■■■■と住宅があるのですが、その間にある土地です。特に問題はありません。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区推進委員の山川です。16日2時20分より、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認をしてまいりました。</p> <p>番号4番ですが、この場所については、■■■■■を上って行きまして●●●、●●●との境界線より約1km手前の道路の両側に位置する原野です。調査結果につきましては事務局より説明がありましており、何ら問題ないものと見てまいりました。</p> <p>番号5番ですが、●●集落に位置し●●集落に向かう峠の山沿いに隣接した農地です。ここも事務局より説明がありましており、周辺に対しても何ら問題ないことを確認いたしました。</p> <p>番号6番、場所は●●地区にあります■■■■■■■■■■に隣接する林に囲まれた農地です。ここにつきましても事務局から説明ありましており、周辺に対しても何ら問題ないことを確認してまいりました。</p> <p>以上、報告といたします。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区推進委員の小向です。16日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認を行いました。場所は●●地区で、携帯電話の基地局を建てるための資材置場で、周辺農地に影響はなく問題ないと思います。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第18号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>13ページです。議案第18号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人の亡父が親戚に口約束で土地を譲り、その親戚が昭和49年に住宅を建築し、今に至ってしまったものです。今回、親戚が家の建て替えを検討しており、土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号2番、申請人が平成12年頃から資材置場と通路として整備し、現在に至ってしまったものです。今回、土地の売買手続きの中で農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号3番、申請人の亡父が昭和56年に住宅を建築して以来、庭及び通路として使用し、現在に至ってしまったものです。今回、自宅を売却するため土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、亡父が農地法の手続きが必要なこと</p>

	<p>を認識していなかったと思われるものです。 以上3件につきまして、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願ひします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区の昆光義です。16日、事務局2名、農業委員2名、推進委員1名で現地を確認してございます。畑が宅地だということで、今回、新築を考えているところでこの問題が出てきたようで、手続きさえきちんとしてれば何も問題ないと思います。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願ひします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の菊池日出夫です。2番の案件であります、先ほどの議案第13号の件と同じ場所でありまして、■■■■■のすぐ後ろになります。すでに20年も経過しておりまして、贈与した場所と一致する場所で贈与する際に調べたら畑だったということで、すでに資材置場となっております。問題ないものと確認してきました。以上よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願ひします。</p>
推 進 委 員	<p>16日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認をしました。場所は●●●●地区で、20年以上前に一軒家を建てられて、その前に庭と通路があることを確認しました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】 それでは、その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは事務局から。</p>
事 務 局	<p>ありません。</p>
議 長	<p>【閉会】 それでは、以上をもちまして、第163回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でした。</p>
	<p>午前11時42分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月24日

遠野市農業委員 3番 _____

同 4番 _____

遠野市農業委員会会長 _____

